

ハイライト:

- ・年末調整時に注意が必要な控除項目について解説します！
- ・社会保険制度の改正について説明します！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
令和2年度年末調整等 に 関係する改正事項	1
被用者保険の 適用拡大	2
複数の会社等で働く 労働者の労災保険給 付の改正	2

2020年も残すところ4ヶ月となりましたが、新型コロナウイルスに振り回された1年となりそうです。まだ感染拡大は続いているので引き続き、感染予防に気をつけてお過ごしください。第83号では、年末調整時に適用となる控除制度の改正内容、社会保険制度の改正内容について主に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)
中村友理香(埼玉事務所)

令和2年度年末調整等に関する改正事項

①基礎控除の引き上げと給与所得控除の引き下げ

基礎控除額が10万円引き上げられて38万円→48万円となりますが、合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に基礎控除額が下がり、2,500万円を超えると基礎控除額は0円となります。逆に、給与所得控除額は10万円引き下げられます。

②所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、かつ年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、所得金額調整控除(上限15万円)を受けることができます。共働き夫婦で扶養となる子供がいる場合、扶養控除は夫婦のいずれかしか適用できませんが、所得金額調整控除は夫婦ともに適用を受けることができます。

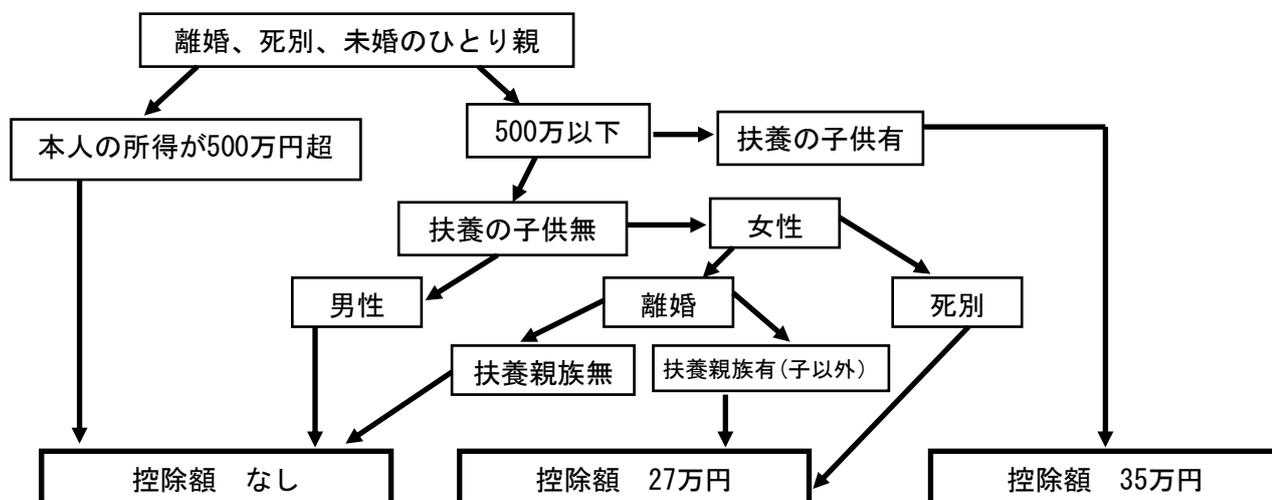
③法定調書の提出方法

平成31年1月に提出した平成30年分の法定調書(給与所得の源泉徴収票や報酬等の支払調書等)の枚数が種類ごとに100枚を超えていた場合には、令和3年1月に提出する当該調書はe-taxもしくは光ディスク等により提出しなければなりません。また、給与所得の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書についてもeLTAx又は光ディスク等による提出が義務化されていますのでご注意ください。

	平成31年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)・・・
源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票 110枚 (紙提出)	給与所得の源泉徴収票 110枚 (紙提出)	e-Tax 又は 光ディスク等 による提出 義務化
給与支払報告書	給与支払報告書 (紙提出)	給与支払報告書 (紙提出)	eLTAx 又は 光ディスク等 による提出 義務化

④ひとり親控除の創設と寡婦控除の改正

ひとり親控除が創設され、特別の寡婦控除と寡夫控除は廃止されました。控除額がいくらとなるかは次のフローチャートでご確認ください。



ホームページもご覧下さい。
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

被用者保険の適用拡大

現在、短時間労働者の場合、以下の条件に該当すると、健康保険及び厚生年金の加入義務者となっています。

- ・週の労働時間20時間以上
- ・月額賃金8.8万円以上
- ・勤務期間1年以上の見込み
- ・従業員500人超の企業で雇用

これが、**2022年10月**からは100人超の企業、**2024年10月**からは50人超の企業においても加入義務が生じます。また、**2022年10月**からは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士などの士業の個人事務所においても5人以上の従業員がいる場合には、加入が義務化されます。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
 (東京事務所)
 港区南青山 2-2-15ウイン青山1025
 電話 03-3746-1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル3F
 電話 048-816-6180
 Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

複数の会社等で働く労働者の労災保険給付の改正

「労働者災害補償保険法」が改正され、令和2年9月1日以降に、けがや病気になった労働者に対して全ての勤務先の賃金額を合算した額を基にした給付額が適用されます。

<出典：厚生労働省ホームページ>



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。